

令和5年 第9回弟子屈町定例教育委員会会議録

- 1 日時：令和5年9月26日（火）午前10時00分から午前10時50分まで
- 2 会場：弟子屈町公民館研修室
- 3 出席委員
岩原教育長、金井教育長職務代理者、菅原委員、吉田委員、宮田委員
出席事務局
山口管理課長、土屋管理課長補佐、武田指導室長、藤森社会教育課長、金須社会教育課長補佐、小見山図書館副館長、坪井給食センター副所長
欠席事務局
杉崎公民館副館長
- 4 会議録署名委員：吉田委員
前回署名：金井委員
- 5 傍聴人 なし

議事日程

令和 5年 9月26日

日 程	議案番号	議 件
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		教育長行政報告について
4	報告第14号	全国学力・学習状況調査の報告について
5	議案第37号	第3次弟子屈町教育推進基本計画の策定について
6	議案第38号	弟子屈町複合展示施設ふるさと歴史館管理規則の一部を改正する規則の制定について
7	議案第39号	非常勤特別職の委嘱について
8	議案第40号	令和5年度教育委員会職員の任免について

会議内容

【開 会】

山口課長 : ただ今より、令和5年第9回定例教育委員会を開会いたします。
開会にあたり、岩原教育長よりごあいさつ申し上げます。

岩原教育長 : おはようございます。
本日は、お忙しいところご出席いただき、大変ありがとうございます。
それでは只今から、令和5年第9回定例教育委員会を開会いたします。

岩原教育長 : 日程1、会議録署名委員の指名につきましては、吉田委員にお願いしたいと思
います。
前回の定例教育委員会での会議録の署名につきましては、金井委員にお願い
しておりましたが、よろしいでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、そのように取り計らいたいと思います。

岩原教育長 : 日程2、会期の決定ですが、会期につきましては、本日1日限りと致したいと思
いますが、これにご異議ございませんか？

各委員 : ありません。

岩原教育長 : 異議なしということで、会期は、本日1日限りと致します。

岩原教育長 : 日程3、教育長行政報告につきましては、私の方から説明致しますので、お
手元の資料を見て頂きたいと思ます。

【行政報告件名】

- 8月29日(火) 第8回定例教育委員会
アイヌ文化哲学を学ぶ講演会
- 8月30日(水) 第5回連携教頭会議
- 8月31日(木) 特別支援教育推進会議コーディネーター部会
教育委員会連絡会議
- 9月1日(金) 期限付教諭辞令交付
教職員永年勤続表彰
第6回連携校長会議
みんなの弟高デー
盟約40周年記念日置市物産交流訪問団表敬訪問
- 9月2日(土) 日置市物産交流事業
- 9月3日(日) 日置市物産交流事業訪問団町内視察(武将隊3名は帰町)
日置市物産交流事業訪問団との交流会
- 9月4日(月) 幼児芸術鑑賞事業
- 9月5日(火) 第3回定例町議会(～7日迄)

- 9月9日（土） 海の子山の子ふるさと交流事業
宇津木妙子CUP第10回道東地区選抜野球弟子屈大会（～10日）
絶滅種鎮魂祭
- 9月10日（日） 管内道民芸術祭民謡大会
- 9月11日（月） イングリッシュキャンプ実行委員会
- 9月12日（火） 指導監訪問
公民館講座「スマホ教室」
夏の児童生徒作品展
- 9月13日（水） 高校生職場実習（～14日迄）
草の根教育実習（川湯中）（～15日迄）
- 9月14日（木） 第6回連携教頭会議
町総合防災訓練事前研究会
- 9月15日（金） 生きがい講座合同室内小運動会
豊かな海づくり大会用プランター回収
- 9月16日（土） 第42回全国豊かな海づくり大会（～17日）
- 9月18日（月） 北陽高校吹奏楽局弟子屈演奏会（弟子屈中学校）
- 9月19日（火） へき地3校合同修学旅行（～20日迄）（川小・和小・美小）
高校地域みらい留学打合せ
北大更科関係資料収集作業（～21日迄）
- 9月20日（水） 表敬訪問
・バンドフェスティバル出場報告
・2023 東北・北海道フィギュアスケート選手権大会
- 9月21日（木） 秋の交通安全旗の波街頭啓発（～30日迄）
社会教育主事道東ブロック研修会（～22日迄）
釧路地域うつ・自殺予防対策ネットワーク会議
- 9月22日（金） 学校要望ヒアリング（和小・美小）
- 9月23日（土） 職員パークゴルフ大会
令和5年度小学生バンドフェスティバル北海道予選（吹奏楽）
- 9月25日（月） 総合防災訓練、1日防災学校
- 9月26日（火） 第9回定例教育委員会

教育長日記 3件掲載

岩原教育長：以上で、行政報告について終わらせて頂きます。

何か、ご意見や、質疑がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。
なければ、後でもよろしいですので次に進めさせていただきます。

岩原教育長：日程4、報告第14号「全国学力・学習状況調査の報告について」を議題といたします。

それでは事務局より説明をお願いします。

武田室長 : 4月18日に行われた全国学力・学習状況の分析結果の概要について説明させていただきます。1ページ目をお開き願います。

資料につきましては、教育委員の皆様へのみの配付とさせていただきます。こちらは、北海道教育庁のホームページに掲載予定の市町村別のページになります。小学校ですが、国語・算数ともに全国・全道の平均を上回る結果となっております。特に、国語の書くこと、あるいは算数のデータの活用等、平均を大幅に上回る結果となっております。中学校につきましては、今回行われた国語・数学・英語ともに、全国・全道平均を下回る結果となりますが、過去の結果を見ますと、その差は縮まってきているということで、学力的には平均を下回っているものの、着実に積み上げがあるということになります。

詳細について説明させていただきます。1ページ更にめくっていただき、まず、小学校についてです。国語・算数ともに全国・全道の平均を上回る結果となっております。特に、算数については、本町の大きな課題ではありましたが、全国平均62.5に対して、弟子屈町は64という、結果的には上回ることができました。3の児童質問紙からみえる現状について、見ていただきたいのですが、こちらにつきましても、国語・算数、各項目についても全国平均を上回るような結果となっております。気になる部分として、国語・算数ともに授業の内容はよく分かりますかという質問に、全国と比べると若干低くなっております。結果については、上回っているものの、子どもの意識の中では、授業の内容についてちゃんと理解できていないという思いがあるという部分が、今後の授業改善のポイントになるのではないかと考えております。

裏のページをお開き願います。児童質問紙に対しての子どもたちの回答についてです。

今、授業の中で求められている主体的・対話的な学習について、ICTの活用についても、いずれも全国平均を上回るかたちとなっております。特に主体的・対話的な学習については、子どもたちの中でも、そのような意識が芽生えてきているという事で、小学校における授業改善が着実に進んでいるということがこの結果から、見てとれます。

(3)の家庭学習についてですが、こちらについても本町の大きな課題となっておりましたが、令和4年度と比較すると、大幅に改善されており、家庭学習が着実に定着してきているということがうかがえます。そのことが、今回の調査結果にも結び付いたのではないかと考えております。

課題となるのが、(4)ウェルビーイングについてです。

ウェルビーイングというのは、幸福感ですね。どれだけ自分が幸せを感じているかという事で、実は昨今こちらが重要視されていて、働き方改革と相まって、実は学校で働いている先生方がどれだけウェルビーイングを感じているかというところが求められております。今回は、児童生徒に対する調査なのですが、ここが全国平均と比べると、小学校においては10ポイント近く低い結果となっております。もちろん数値的には82.8と決して低いわけではないのですが、そういった子どもたちの幸福感については今後の課題となるかなと考えております。自己肯定感については、右のグラフにあるように着実に改善されて

きている部分がありますので、こちらの方もさらに分析を進めて、日常の指導に、改善策として活用していきたいと思います。

続いて中学校についてです。中学校につきましては、2の平均正答率の推移を見ていただくとわかるのですが、先程お話しした通り、全国平均を下回っているものの、その差は着実に縮まってきていることがわかります。生徒質問紙から見える現状という事で3をご覧ください。課題となっているのが数学の授業の内容はよく分かりますかという質問で、全国平均に対して、マイナス15ポイントで、大きく下がっています。こちらの部分が日常の授業改善と相まって、大きな課題となっているかなと感じているところです。裏面をご覧ください。生徒質問紙の結果ですが、主体的・対話的な学習については、全国平均を上回っているものの、ICTの活用については、全国平均を10ポイントぐらい下回っている結果となっております。ICTの活用自体は、毎日のように使用しているのですが、そちらの項目は高いのですが、実際それが勉強に役立っているかどうかという意識の部分で非常に低くなっているということで、活用はできているものの、効果的な活用になっているかというところが、今後の授業改善を含めて課題となっていくのではと思っております。(3)家庭学習とゲーム時間についてですが、前年と比べて10ポイント近く改善されているという事で、年々全国との差が縮まっている一つの要因となっていると思っております。ただ、全国平均を若干下回っておりますので、家庭学習の定着については、今後も意識して取り組んでいきたい部分であります。

(4)のウェルビーイングについては、こちらも小学校と同じく、10ポイント近く全国平均を下回っている結果となっております。昨年まで調査されていた自己有用感については、右のグラフにあるとおり、年々改善傾向にありますので、こちらもよりくわしい分析をしながら、今後の授業改善、学校経営改善に努めていく部分になるかと思っております。

今後も小中学校ともに、まずは授業改善を行って、子どもたちの学習が理解できたという達成感を上げていくとともに、しっかりPDCAサイクルをまわして、結果についてしっかり分析して、改善を図るというサイクルをさらに推し進めていきたいと思っております。

岩原教育長：ただいま、事務局から説明がありましたが、何か質疑がありましたらよろしくお願ひします。

金井委員：毎年のことで、私が言うまでもなく考えられているのですが、小学校ではいい成績を上げられているのに、中学校になると急激に下がりますよね。これはどうしてなのか。勉強がわからないというのと、また、自分の将来像が持ててないというのか、こういう大人になりたいなどの目標がないと勉強も身が入らないのかなのでしょうか。そういった自分の将来像を考えることについて、中学校ではどの程度まで行われているのでしょうか。

武田室長：今の中学校3年生の生徒が小学校6年生の時の全国学力・学習調査の結果がどうだったのかと考えると、若干改善傾向にあります。比較対象が違う学年の子

どもたちになっておりますので、単純に比較ができない部分があります。昨年度の小学校、今の中学校1年生が検査した時には、全国・全道の平均を下回る結果となっておりますので、そういった部分では、今年度の小学校6年生については、よかったですけれども、それが今度、中学校3年生になった時にどういった結果になるのかという部分が大事になるのではと思っております。あと、後段の部分で、お話があった将来を見据えたという部分で、今、総合的な学習の時間を中心に、そういった取組み、地域の職場体験をしたり、自分の将来を見つめてというところの取組みは、今非常に求められているところなので、教育委員会としても観光商工課や地域おこし協力隊たちと情報交換しながら、学校のカリキュラムについても改善を図っていこうと思っております。けれども、やはり授業改善という視点で言えば、本町のみならず、中学校の方が若干遅れております。どうしてもテストが近くなると、穴埋め式の授業をしてしまうとか、教師が一方向的に話す授業をしてしまいます。ただ、今求められているテストの内容については、それではどうにもならないというか、問題文自体がすごく長くなっております。問題文の意図をどう読み取って、自分の考えを表現するのかという内容が求められているので、やはり根本的にはまず、授業改善を行っていく必要があると思います。釧路教育局の方でも、いろいろな研修の機会を設けていただいているので、そちらの積極的な参加も促しており、指導室としても、今若手を中心に授業づくりをもう一度しようということで研修を進めていきますので、ちょっと時間がかかってしまうかもしれませんが、改善を図っていきたいと思っております。

金井委員 : 問題文の読解力がないと、算数も数学も理科も解くことができないと思います。読解力については、本や新聞などを読むのが、非常に大切なのではないかと思えます。新聞教育として、北海道新聞だけではなくて、毎日新聞、読売新聞など、たくさん入れて、授業に取り組むことは考えておりますか？

武田室長 : 以前、弟子屈小学校においては、複数の4社か5社ぐらいの新聞を取り入れて行っていた実績はありました。今、学校に入っているのは、釧路新聞と北海道新聞の2社となっております。読書の時間については、それほど全国平均と比べて、落ちているわけではありませんが、新聞の利活用という点については、調査はしておりませんが、貴重なご意見として参考にさせていただきたいと思えます。

岩原教育長 : そのほか質疑ありますでしょうか？
ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、報告第14号「全国学力・学習状況調査について」は、報告済みといたします。

岩原教育長 : 日程5、議案第37号「第3次弟子屈町教育推進基本計画の策定について」

を議題といたします。

7月12日に、各委員さんに案ということで、お示しをさせていただきました。その際には、特にご意見などありませんでしたが、今回の計画は、前回の第2次計画を踏襲し、各事務事業について整理しております。それでは事務局より説明願います。

土屋補佐 : ただいま、上程のありました議案第37号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

教育基本法では、第17条第1項において、政府として教育の振興に関する施策についての基本的な方針や講ずべき施策等についての計画として定め、第2項として、地方公共団体は、国の計画を参酌し、地域の実情に応じて、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない、とされております。

第2次弟子屈町教育推進基本計画につきましては、平成30年度から令和4年度までの5年間の基本的な計画や事務事業について定め、平成30年6月に策定しました。今回、令和5年度からの5年間の基本的な計画を定めるため、第3次計画として、まとめたものであります。それでは、議案書の議案第37号のページをお開き願います。

議案第37号 第3次弟子屈町教育推進基本計画の策定について
以下省略させていただきます。

議案として提出しております「第3次計画」につきましては、基本的に第2次計画を踏襲し、現段階で予定している各事務事業を整理しております。

表紙では、令和5年度から令和9年度、2027年度までの計画を掲げ、次に、「はじめに」と目次、1ページから「第1章 基本的な目標」として、「I 計画策定の主旨とその背景」、4ページから「II 弟子屈町の現状と課題」、この中には、4ページで「Society5.0の到来」や5ページでの「新型コロナウイルス感染症拡大による影響」など、新たに書き加えております。10ページからの「III 弟子屈町教育のめざす姿」は、普遍的なものでありますので、特に変更ありません。

12ページから16ページは、「第2章 施策の大綱」をまとめておりますが、令和4年3月に策定された第6次弟子屈町総合計画に基づく体系となっております。

17ページから、31ページまで、「第3章 施策の推進」として、それぞれ事務事業を記載しております。全体として、今後5年間で実施する主な事務事業を掲載しており、19ページ、「部活動の地域移行」、20ページ、「ICT・デジタル化への対応」や奨学金制度での「条件付き給付型奨学制度の検討」、22ページ「外部講師リスト活用事業」、29ページには「町史資料収集整理事業」など、記載しております。

なお本来であれば、一つ一つ説明しなければならない所ではありますが、時間の都合上、こちらの資料も事前に配付し、お目通し頂いているかと思っておりますので、省略させていただきたいと存じます。

以上、簡単ではありますが、議案第37号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただいま、事務局から説明がありましたが、何か質疑がありましたらよろしく
お願いします。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第37号「第3次弟子屈町教育推進基本計画の策定について」
を承認いたします。

岩原教育長：日程6 議案第38号「弟子屈町複合展示施設ふるさと歴史館管理規則の一部
を改正する規則の制定について」を議題と致します。
それでは事務局より説明をお願いします。

小見山副館長：ただいま、上程のありました議案第38号につきまして、提案理由を説明させ
ていただきます。

それでは、議案第38号のページをお開き願います。

議案第38号「弟子屈町複合展示施設ふるさと歴史館管理規則の一部を改正す
る規則の制定について」

以下省略させていただきます。

ふるさと歴史館につきましては、5月の定例教育委員会で事務室設置工事等、
運営に係る予算についてご承認いただき、先日、事務室設置工事が完了し、引
き渡しを受け、職員を常駐させるべく取り進めてきたところでありましたが、
文化センターの休館日とふるさと歴史館の勤務時間等に合わない部分があった
ため、本体施設である文化センターの休館日に合わせるための改正内容となっ
ております。

次の1ページをご覧ください。

こちらは改正内容の新旧対照表であります。規則の中の「別表」という部分
を改正するものであります。

次の2ページをご覧ください。

こちらが改正する「別表」でありまして、4段目の休日の(1)の部分ですが、
現行は「国民の祝日に関する法律に規定する休日」となっておりますが、文化
センターの休館日と同様に「国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日」
に改正することで、文化センターと無理なく運用できることとなります。

以上、簡単ではありますが、「弟子屈町複合展示施設ふるさと歴史館管理規則
の一部を改正する規則の制定について」を説明させていただきましたので、ご承認
くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただいま、事務局から説明がありましたが、何か質疑がありましたらよろしく
お願いします。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第38号「弟子屈町複合展示施設ふるさと歴史館管理規則の一部を改正する規則の制定について」を承認いたします。

岩原教育長：日程7 議案第39号「非常勤特別職の委嘱について」を議題と致します。
本件は「教育委員会に関連する付属機関の構成員の人事に関する事」でありますので、秘密会といたします。
それでは事務局から、説明をお願いいたします。

【非公開案件】

岩原教育長：秘密会を解きます。それでは、議案第39号「非常勤特別職の委嘱について」を承認致します。

岩原教育長：日程8 議案第40号「令和5年度教育委員会職員の任免について」を議題と致します。
なお、本件につきましては、「事務局の職員の人事に関する事」でありますので、秘密会といたします。

【非公開案件】

岩原教育長：秘密会を解きます。それでは、議案第40号「令和5年度教育委員会職員の任免について」を承認致します。

岩原教育長：これで、本日より予定していた議案等は全て終了しましたが、他に協議しておきたい事項・連絡などがありましたらお願いします。
委員さんから何かありましたらお願いします。

各委員：ありません。

岩原教育長：事務局の方からお願いします。

山口課長：それでは、別冊の「奨学金返還支援補助制度、奨学金貸与条例の見直し」について、説明いたします。

4月の定例教育委員会でも、奨学金償還支援制度（検討案）について、概要を説明しておりましたが、内容としては、町内で働く方に、弟子屈町の奨学金を返済するときに償還を免除、あるいは、日本学生支援機構の奨学金を返済するときに、補助金交付による支援をして、定住促進を図るものとして、説明しました。

これらの費用について、交付税措置されるということで、担当の岡田係長が釧路総合振興局を経由して、総務省と確認を進めてきましたが、何点か修正すべ

き点がありまして、当初の検討案とは、若干変更となりました。今後、町議会への説明もありますが、それに先立ちまして、教育委員の皆様へ説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

では、岡田係長、お願ひします。

岡田係長 : それでは、議案ではございませんが、「奨学金返還支援補助制度」及び「奨学金貸与条例の見直し」に係る原案について、その概要をご説明させていただき、皆様からご意見等を頂戴したいと思います。お忙しいところ恐縮ですが、もう少しだけお付き合いいただきたいと思います。

本件については、先程課長からも説明のあったとおり、本年4月の定例教育委員会において、進捗状況等をご説明したところですが、その後、「奨学金返還支援補助制度」に関しては、総務省との調整を行い、その調整により4月にご説明した内容から一部修正をいたしましたので、改めて、委員皆様に、ご説明するものです。

それでは、修正した点を含めて、お手元の資料により主要な部分について、ご説明させていただきます。

資料の1ページをお開きください。

1の目的については、前回と変わらず、「奨学金の返還を支援することにより、若年層のUJIターンによる定住促進を図る。」ということです。

2の補助概要をご覧ください。補助金の対象とする奨学金は「弟子屈町奨学金貸与条例の奨学金」、「日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金」とします。

前回の説明では、町奨学金については、補助金を交付するのではなく、返還を免除するものとしておりましたが、ここは総務省との調整の中で、日本学生支援機構奨学金に合わせて、免除を取りやめ、補助金で対応するものとして修正いたしました。

続いての、3の奨学金制度については、補助金の対象となる奨学金の貸与額等を記載しております。こちらは後ほど、ご覧いただきたいと思います。

続きまして、2ページ目 4の補助内容をご覧ください。

①の対象要件は、町奨学金と機構奨学金の共通事項となっております。

(1)から(5)までは、前回と同様のもので、居住要件として「1年以上継続して居住している者」、就業要件では「公務員を除く」こととしております。

(6)につきましては、総務省との調整の中で、追加してのもので、年齢要件として「35歳未満の者」と改めて設定しております。これは、1の目的にあるとおり、ターゲットは若年層であることを踏まえて、修正をしました。

(7)は、前回と同様となっております。(8)は、検討を進めた中で、新たに追加したものです。所得要件として「合計所得金額が1千万円以下の者」と設定しております。これは、高額所得者を対象外とするものです。

続きまして②の対象期間については、前回と変わらず、町奨学金では、「補助対象要件を満たしてから奨学金の返還が完了するまで」とし、返還が完了するまで対象要件を満たせば、返還全期間が対象期間となります。

機構奨学金も前回と変わらず、5年間としております。

続きまして、③の対象費用についても前回と変わらず、返還した奨学金は補助対象費用となります。

続いて、④の補助上限額をご覧ください。町奨学金については、前は補助要件を満たせば、全額免除としておりましたが、補助金対応に修正したことから補助上限額の月額「借入総額÷120ヶ月」として10年間で返還することを想定するものに変えました。

これは、返還した額を全額補助対象にしてしまうと、繰り上げ返還を頻発された場合、短期間で補助を受けて、返還が完了してしまいます。この制度の趣旨は、利用する方に、できるだけ長く本町に居住していただくものとなっておりますことから、それを前提として、補助上限額を設定いたしました。

そうしたことから10年以上の返還予定で、返還期間中に補助要件を満たしていれば、返還した額は全額補助金として交付されることとなり、補助率は100%となります。

続きまして、3ページの機構奨学金をご覧ください。前回は説明した時には、年間10万円という補助上限額としておりましたが、これを、月額1万円 年間にすると12万円に修正いたしました。

これは、補助対象期間が1年に満たない月単位となった場合に対応できるようにするためです。

例にあるような奨学金の場合で、5年間補助した場合の補助率は20.8%となります。

続きまして、5の申請手続きをご覧ください。手続きは、①として申請者に交付事前届出を行っていただきます。続いて、②の補助申請は、毎年度末にその年度内に返還した奨学金の額や雇用状況を証明した上で補助金の申請を行います。補助金交付は年度ごとに行うものとします。③では、町が申請内容を審査し、補助金を交付する流れとなります。

続きまして、6の国から支援については、補助した金額の1/2が国の特別交付税で措置されます。

特別交付税措置の要件では、公務員が除かれております。このことからこの制度においても公務員は一律、補助対象外としております。

国の支援内容について、6ページから8ページに、国の要綱等を抜粋したものを添付していますので、後ほどご確認いただければと思います。

7の施行時期については、令和6年4月1日を想定しております。

ここまでの、奨学金返還支援補助制度に関する説明です。

続きまして、町奨学金貸与条例の見直しについてご説明いたします。4ページをご覧ください。

1の目的として、今回の見直しは、町奨学金の利用拡大を図るためと、奨学金の返還負担の軽減を図ることの2つとなっております。

2の見直し内容をご覧ください。上段の償還期間では、①として、現在の条例では償還期間は10年以内となっておりますが、これを15年以内に認めることができるように改正したいと考えております。②として、奨学生の生活事情

を勘案して、返還期間を15年以上に更に延長することができるように改正を
考えております。

続いて、中段の要件緩和については、①として現在の条例では、返還する際に、
奨学生及び親又はこれに代わる者が本町の住民でなくなったときは、1ヶ月以
内に全額償還と規定されております。親が転勤などで町外に転出することも想
定されることから、この条文を削除する改正を検討しております。

②として現在の条例では「保証人は本町に1年以上引き続き居住し」と住所要
件の規定があります。現在、保証人は2名たてることとなっております。1
名はご両親のどちらか、もう1名の保証人は、親戚の方を設定するのが大半で
す。親戚の方が町内にいない場合も想定されますので、そういった場合に、こ
の条例の奨学金の貸与を受けられないこともありますので、この条文を削除す
る改正を検討しております。

3の施行時期につきましては、令和6年1月1日としたいと考えております。
なお、これは条例改正のため、議会の議決を経た上での施行となります。

続いて、5ページ目をご覧ください。今後のスケジュールについては、上段
が本日の意見聴取となっております。

続いて、10月上旬の全員協議会において議員皆様からの意見聴取を行う予定
です。

続いて、12月上旬に定例議会で条例改正案を上程いたします。

続いて、12月中旬に定例教育委員会において、返還支援補助交付要綱の制定
を上程する予定です。

改正条例及び要綱制定が議決されましたら、令和6年1月から各方面への周知
を開始したいと思います。例えば、町内の中学校、高校、広報誌や公式ウェブ
サイトを活用して、補助金がでるとということと、条例が改正されたという点を
周知、ピーアールをしていきたいと考えております。

以上簡単ではありますが、説明となります。よろしくお願いいたします。

岩原教育長：ただいま、事務局から説明がありましたが、何か聞いてみたいこととかありま
したらよろしくお願いいたします。

吉田委員：町内の在住の方で、これに該当する方というのは、確認できているのでしょ
うか？

岡田係長：調べてみたのですが、日本学生支援機構の方については、町及び教育委員会
でも押さえていませんので、把握はできておりませんが、町の奨学金を借りて
いる中で対象になりそうな方は、2名ほどいらっしゃるのですが、おそらく公務
員ではないかなと思いますので、現在償還の対象となるのは見通しが立って
いないかなという状況となっております。

山口課長：日本学生支援機構も、個人情報になりますので、教育委員会から借りていま
すか？聞くことわけにもいかない現状となっております。3年ほど前の調査によ
りますと、大学昼間の部で49.6%の人が借りており、短大では56.9%、大学
院修士課程では49.5%、だいたい二人に一人ぐらいの割合とっております。
ただ、借りている方が実際、弟子屈町に何人いるのか、そこまで個人情報です

ので確認できておりません。

金井委員 : 公務員の方は、該当にならないのですか？

岩原教育長 : 補助した額の半分が、国の交付税、国から入ってきますので、公務員は給料そのものに、国のお金が入っていますので、二重取りになってしまうということで、対象外となっております。

金井委員 : 給料がいいのであればいいが、そんなに良くない場合もあり、公務員になりたい人も減少している中、余計首を絞めてしまうことになってしまうのではないかと。

山口課長 : 役場職員以外に、学校の先生や開発局、警察署とか、そういった方が、こういった制度があるから、弟子屈町に来たいですというよりも、その所属の人事異動の中で自動的に来ってしまうということもありますから。なかなかこの趣旨の、支援の趣旨に沿った若い方に来て欲しいという思いがありましても、その関係ないところ等がありまして。

菅原委員 : ほかの町村では、こういった取組みはあるのですか？

岡田係長 : やっている自治体は多いです。基準や制度の中の補助金の額については各自治体でまちまちなのですが、やっている自治体は増えてきている状況となっております。

菅原委員 : それほど長い期間での制度ではなく、やり始めているところなのでしょうか？

岡田係長 : そうですね。

菅原委員 : この制度を実施して、雇用が促進されたといったデータはまたでてきてはいないのでしょうか？

岡田係長 : そこまでのデータはまだできていないと思います。

山口課長 : 近隣では、美幌町や道内でいくつか行っている市町村があります。

金井委員 : 公務員の救済措置等があれば、役場職員になりたい方も、返さないといけないのに、公務員になりたくないとかなくなってしまいうのも考えられますよね。

岩原教育長 : 後でもよろしいですので、気づいたことなどご意見を伺えれば、まだ修正の余地はありますので、もう一度確認願えればと思います。
よろしいでしょうか。

各委員 : はい。

山口課長 : 来月の行事につきましてご説明いたします。

来月の行事予定表を記しておりますけれども、それに先立ちまして、9月30日には、委員の皆様にお配りしております弟子屈中学校の文化祭があります。10月1日に美留和小学校のタイムカプセル開封式、次の日に、コミュニティスクールがあります。美留和小学校につきましては、児童数の話についてご説明させていただいておりますが、来年4月に入学予定でありましたお子様が、弟子屈小学校を選択しております。その2年後にも入学予定者のお子様がいらっしゃるかもしれませんが、そのお子様がどうなるかというところで、そういった現状について、コミュニティ・スクールの中でぎくばらん意見交換したいと考えております。5日は学校教育研究大会厚岸大会、7日に弟子屈高校の強歩遠足、9日に美羅尾山ろくマラソン大会。11日に美留和小学校特認校説明

会がありますが、なかなか問合せがない状況となっております。12日に教育長会議と人事推進会議がありまして、これ以降来年度の学校の先生方の人事異動の細かい打合せが進んでいきます。14日に美留和小学校の学芸会、19日に町功労者・文化奨励賞表彰式が福祉センターであります。20日は、教育長が札幌出張となっております。23日に臨時町議会、そのあとの町議会の全員協議会というところで、先程の奨学金のお話をしたいと考えております。定例教育委員会の日程につきましては、この後教育長からの確認をお願い致します。28日に川湯中学校で川中祭、和琴小学校で学習発表会 29日が町の総合文化祭芸能発表となっております。主な行事予定につきましては以上です。

岩原教育長：最後に、次回以降の、会議日程につきまして、確認します。

来月の定例教育委員会につきましては、前回の会議で10月25日（水）に美留和小学校での移動教育委員会ということでご案内しておりましたが、都合の方はよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、来月は25日（水）美留和小学校での移動教育委員会ということでお願いします。

11月につきましては、11月28日（火）を予定しております。

教育委員会の後に、町長を交えた総合教育会議を年1回行いますので、そちらを今のところ予定としております。

今から都合が付かないという方はおりますか？

日程を予定しておいてください。

よろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、以上をもちまして、本日の会議「令和5年第9回定例教育委員会」を閉会いたします。

上記会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

弟子屈町教育委員会 教育長 岩原 勝行

弟子屈町教育委員会 委員 吉田 一徳